

募 集 要 項

この要項は、令和7年度海づくり大会レガシー継承によるロゴマーク等を活用した水産物消費拡大業務を委託するにあたり、プロポーザル方式による提案競技を実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

提案競技に参加する者は下記の事項を熟知の上、参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記2に掲げる者（県担当部署）に説明を求めることができる。ただし、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度海づくり大会レガシー継承によるロゴマーク等を活用した水産物消費拡大業務
- (2) 履行期限 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結時～令和8年2月27日
- (4) 限度額 8,220,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 履行場所

大分県農林水産部 漁業管理課 団体流通班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

【電話】097-506-3915 【FAX】097-506-1767 【E-mail】a16350@pref.oita.lg.jp

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件のすべてに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者であって、公告の日以降、契約までの間において、大分県から指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条4に該当しない者であること。
- (3) 次の各項目に該当すること。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
 - イ 事業実施にあたり専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ウ 大分県から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能なものであること。
 - エ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
 - オ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、指示し、または反対すること

とを目的とする者ではないこと。

カ 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(キ) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 参加手続き

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を **令和7年5月12日（月）15:00** までに電子メールまたは郵送で提出すること（FAX不可）。

- (1) 提出場所 上記2の履行場所
- (2) 提出期限 令和7年5月12日（月）15時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール又は郵送
- (4) 提出書類 1部

企画提案競技参加申込書（別紙様式1）に次のアからキに掲げる書類を添付し、提出すること。ただし、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有している者である場合は、入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することで、イ～キを全て省略できるものとする。

- ア 担当者名簿（別紙様式1-1）
- イ 営業概要書（別紙様式1-2）
- ウ 財務諸表の写し
- エ 誓約書（別紙様式1-3）
- オ 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税）原本とし、発行後3か月以内のものに限る。
- カ 登記事項証明書
履歴事項証明とし、発行後3か月以内のものに限る。
- キ 委任状（別紙様式1-4）（支店・支社等に委任する場合のみ）

5 実施スケジュール (案)

| | 項目 | 期間 |
|---|---------------|------------------------------------|
| 1 | 公告 | 令和7年4月21日(月) |
| 2 | 参加申込書提出期間 | 令和7年4月21日(月)～5月12日(月)15:00 |
| 3 | 質問書の受付 | 令和7年4月21日(月)～5月19日(月)15:00 |
| 4 | 質問の回答 | 令和7年5月19日(月)の間で随時 |
| 5 | 企画提案書提出期限 | 令和7年5月26日(月) 15:00 |
| 6 | 予備審査 | 令和7年5月27日(火)～5月29日(木) |
| 7 | 予備審査結果通知 | 令和7年5月29日(木) |
| 8 | 審査(プレゼンテーション) | 令和7年6月5日(木) ※詳細については、申込者に別途連絡する |
| 9 | 審査結果通知 | 令和7年6月11日(水)(予定) |

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本企画提案競技についての質問は、全て「質問書」(別紙様式2)にて、電子メールで提出すること(FAX不可)。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

①提出期限

令和7年5月19日(月)15:00まで

②提出先

上記2の履行場所

担当:後藤

メール: a16350@pref.oita.lg.jp

件名:「(質問)令和7年度海づくり大会レガシー継承によるロゴマーク等を活用した水産物消費拡大業務」

③回答方法

質問に対する回答は、随時、ホームページにて公表する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(別紙様式3)を持参・又は郵送により提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 業務の目的等に留意のうえ、事業の実施方法等を提案趣旨やアピールポイントなどを交え具体的かつ簡潔に記載した下表の企画提案書等を作成し、10部を期限までに持参または簡易書留郵便で提出すること(A4横、両面印刷可、長辺綴じ)。

※ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは

使用せず、ダブルクリップ等でとめること。また、企画提案書等のPDF形式のデータを併せて提出すること。

| | |
|----------------------|--|
| ① 表紙 | 会社名、担当者名および電話番号等連絡先を明記すること。 |
| ② 会社概要 | 会社概要を添付すること。 |
| ③ 企画提案内容 | 仕様書に沿って、以下の点を踏まえた企画・提案をすること。 その他に提案したいものがあれば追加記載すること。 ① ロゴマークのデザイン案及びマークを活用した広報物のデザイン案 ② ロゴマークお披露目式（プレゼントキャンペーンのキックオフイベント）の内容 ③ プレゼントキャンペーンの内容及び実施方法 ④ 広報計画 |
| ④ 業務執行体制及び業務実施スケジュール | 本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。 また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。 業務実施スケジュールを添付すること。 |
| ⑤ 見積書 | 業務内容の項目ごとにその単価、金額を記載すること。 |

(2) 提出期限及び提出先

①提出期限

令和7年5月26日（月）15：00 必着（持参または簡易書留郵便）

②提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 漁業管理課 団体流通班 担当：後藤

(3) 1者につき1提案とし、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員会委員長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案競技参加者に電子メールで通知する。

(2) 審査委員会では、企画提案に係る書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの時間は、1者あたり25分以内（①説明15分程度、②審査委員による質疑10分程度）とする。ただし、提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 審査基準は別紙の通り

(4) 審査結果は、令和7年6月11日（水）を目処に、審査委員会に参加した全ての企画提案者に対して電子メールにより通知する。

- (5) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自らに有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (6) 提案競技参加者が1者の場合は、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば、企画提案競技募集要項及び仕様書を満たすと判断し、その提案者を委託事業者として決定する。

9 契約の締結

- (1) 委託候補者の選定後、提出された提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
- (2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とする。
- (3) 契約の手続は、大分県契約事務規則の規定に基づく。

10 その他

- (1) 提案者は企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 提案書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 参加資格がない者が提案したとき
 - ③ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (3) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (5) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 漁業管理課 団体流通班 担当：後藤

電話 097-506-3915

メール a16350@pref.oita.lg.jp